

平成 18 年第 2 回南会津町議会臨時会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 18 年 5 月 25 日 (木曜日) 午前 10 時時 02 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 7 号 財産の無償貸付について
- 日程第 4 議案第 8 号 監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第 9 号 収入役の選任について
- 日程第 6 議案第 10 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 11 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 案第第 12 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 13 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 10 議案第 14 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 11 議案第 15 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 12 議案第 16 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 13 議案第 17 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 14 議案第 18 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 15 南会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

出席議員 (50 名)

1番	楠	正	次	議員	2番	内	藤	孝	議員
3番	渡	部	優	議員	4番	山	内	政	議員
5番	高	野	精	一	議員	6番	馬	場	信
7番	湯	田	秀	春	議員	8番	大	宅	作
9番	渡	部	忠	雄	議員	10番	星	宗	吉
11番	目	黒	幸	雄	議員	12番	菅	光	久
13番	星	登	志	一	議員	14番	家	弘	議員
15番	阿	久	津	梅	夫	16番	平	野	均
17番	湯	田	賢	太	朗	18番	渡	東	議員
19番	芳	賀	沼	順	一	20番	芳	賀	一
							星	和	男

21番	星利	議員	22番	星茂	議員
23番	平野	議員	24番	田直	議員
25番	森豊	議員	26番	湯喜	議員
27番	平野	議員	28番	星昌	議員
29番	五十嵐	司	30番	渡平	修治
31番	五十嵐	純	32番	大竹	一郎
33番	渡辺	善	34番	井昭	進
35番	平野	虎	36番	阿久酒	吉
37番	馬場	清	38番	渡康	勝
39番	月田	和	40番	星謙	利
41番	星村	祥	42番	君島	苗
43番	井	民	44番	河原	衛
45番	湊田	幹	46番	渡部	強
47番	馬場	秀	48番	室井	明
49番	大山	男	50番	児山	壽
		卓			議員

欠席議員

なし

説明のための出席者

湯田芳博	町役長	助教	役長
湯田タマイ	会計室長	渡部雄次	総務課課長補佐
星安晴	館岩総合支所長	井智浩	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長	酒井浩廣	企画観光課長
渡部俊夫	税務課長	星地政新	住民生活課長
室井裕	健康福祉課長	菊地六一	農林課長
舟木平藏	建設課長	森秀忠	環境水道課長
湯田順一	農業委員会事務局長	児山忠	教育次長
馬場増男	生涯学習課長	横山孝芳	学校教育課長

事務局職員出席者

澤田洋一 事務局長

酒井直伸 書記

開会 午前 10 時 02 分

○議長 本日は、大変ご苦労さまです。

本日は、南会津町長選挙後における、初の議会であります。

湯田町長には、初めての議員もおいでかと思いますので、ここで自己紹介をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声により〕

○議長 賛同いただきましてありがとうございます。

執行部の方は、既に済まされているとのことでありますので、この際省略いたしまして、議員の皆さんにお願いします。

〔議長、1番議員から順に自己紹介有り〕

○議長 これを持ちまして、自己紹介を終わります。

◇

◎ 開会の宣告

○議長 それでは、ただ今より平成18年第2回南会津町議会臨時会を開会いたします。

○議長 ただ今の出席議員は50名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎ 議事日程の報告

○議長 本日の議事日程は、お手元にご配布のとおりであります。

◇

◎ 会議録署名議員

○議長　日程 第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、3番 渡部 優君、4番 山内 政君を指名いたします。

}



◎ 会期の決定

○議長　次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決しました。

○議長　ここで、本日の議案審議に先立ちまして、町長より、発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長



◎ 町長あいさつ並びに所信表明

○町長　本日は、町議会臨時会を召集しましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご参集を賜りまして誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。私は、去る5月1日に町長に就任をいたしました。合併による新生南会津町民の力強い、そして良識あるご支援の賜ものと心より感謝を申し上げますとともに、その職責の重大さを強く感じているところでございます。

南会津町議会臨時会の開催にあたり、町政を担当する所信の一端について述べさせていただきたいと存じますが、これに先立ちまして今冬の豪雪により幾多の被害にあわれた多くの

町民の方々に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、これら復旧支援につきましては可能な限りの対応をして参りたいと、このように考えております。

また、合併時の多様な審議案件を誠意を持ってご決定くださいました議会議員の皆様はじめ適正な業務遂行にご尽力をいただきました星光芳町長職務執行者や職員の皆様に対しまして心から敬意を表します。

それでは、所信の一端を述べさせていただきます。

仕事がない、一人暮らしが増えている、結婚や子育てが心配、合併後の暮らしはどうなる、町の厳しい財政の行くえは等、山積する地域の課題解決へ向けた統合の政策を実行し、合併してよかったですと皆が思えるたくましい南会津町の構築を目指し、その任にあたることをここにお約束をいたします。

時代が、そして地域が求める課題解決の道筋は、開かれた討論を起こす議会、そして将来を見極め準備を怠らない行政職員、更には本気で提言を言い続ける町民、そしてまた自発性を發揮し、統合して見る力を備えた首長によって必ず導き出せるものと確信をするものであり、新町南会津町にはこのような課題解決に向かうための十分な環境が用意されていることを確信し、具体的な施策について申し上げます。

一つ 特色ある地域の暮らしを総合的に支援できる地域支援センターの創設に全力を注ぎます。

一つ 公共交通対策を積極的に進め、四つの地域を立体的につなぎ、地域の便利さを創り出します。

一つ 現場の声を第1に考えた地元提案型公共事業で安全安心の暮らしを創り出します。

一つ 分散する様々な地域活動の連携を図り、生産や物産と観光が一体となった所得の向上に取り組みます。

一つ 森林環境税を活用した仕事づくりと交流促進のステージづくりに取り組みいたします。

一つ 幼児教育と学校教育の連携で豊かな子育て地域を目指します。

一つ 地域助け合い事業の充実で少子高齢化社会を支える仕組みを創り出します。

一つ 将来予測に対応できる執行体制を整え、納得のいく行政運営を行います。

以上、8項目の具体的施策は、これまでの施策の延長線上にあるものと、新規にご提案申し上げるものとに分かれますが、いずれにいたしましても行き着くところは町民が当事者として参画をし、納得性が担保されたものでなければならない、このように考えます。

地域自立のための将来ビジョンづくりの重要な契機と位置づけて進めて参りました町村合併が、親から子へ、子から孫へと時代をつなぎ、地域の持続的発展性のあるものにして行かなければならぬことは申すまでもないことであります。私に与えられた重要な責務と心得ております。

どうぞ議員の皆様におかれましては、融通無碍の精神をもって町民皆様一人ひとりの生きがいを感じる暮らしづくりのため、町政進展に暖かいご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、町政を担当するにあたっての所信の一端とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 ここで、総務課長補佐より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

総務課長補佐。

○総務課長補佐 皆様にお配りしました議案の中で、2点ほど訂正がございますので申し上げます。

まず、6ページご覧いただきたいと思います。議案第12号であります。大山純一さんの生年月日ですが昭和32年2月8日とありますが3月の誤りです。訂正させていただきます。

昭和32年3月8日であります。それから次のページになります岩淵国男さんの住所なんですが南会津町下山字大田929番地とありますが、番地の後に2と付けてください。929番地2です。お詫びして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長 ただ今の総務課長補佐の説明のとおり、議案の訂正についてご了承願います。

◇

◎ 財産の無償貸付

○議長 次に、日程第3 議案 第7号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

○議長 提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長

○町長 平成18年第2回南会津町議会臨時会に提案をいたしました議案の提案理由のご説明を申し上げますので、ご審議を賜りまして、よろしくご決定、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

それではまず、議案第7号財産の無償貸付について御説明を申し上げます。

本案は、現在休所となっている伊南診療所施設を再開所させ、伊南地区の医療提供体制を整え民生安定を図るために、会津若松市材木町2丁目4番4号 小野木俊(たかし)氏に、普通財産となっております同診療所を無償で貸付けするものであります。

普通財産の無償貸付については、南会津町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条において、公共団体あるいは公共的団体が公益事業の用に供するときなどに限定されているため、本臨時会において議決を求めるものであります。

なお小野木氏は、現在会津若松市において内科及び整形外科をはじめとして複数の診療科目を有している小野木クリニックを開業しておりますが、伊南診療所における診療体制については、現在、内科と整形外科を診療科目とすることで協議を進めているところであります。

以上、議案第7号にかかる提案理由の御説明をさせていただきました。よろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番 星光久君。

○星光久議員 伊南の診療所空いているということで大変喜ばしいことなんですが、税金関係のことで俺こっちの方は無知なんですが、折角本町に医者を開業して、住所がこれ若松と言ふことで上がった錢みんな若松へ持つていかれたでは、これ折角無償貸付したおかげ何にもないし、当町に住所移したり何らかのあれは有るのか無いのか説明をお願いしたいと思います。あの税金の方も含めてよろしくお願ひいたします。

○議長 町長。

○町長 ただ今の質問ですが、本町において住居を有し、あるいは納税者となりうることベストだと思います。しかし、今の診療所の状態あるいは地区民の医療に対する不安そういうことを考えれば問題をまず大切な要件とは考えながらも、優先すべき事項とは何かということを考えた場合に、相手が伊南に来ていただける条件、これらを考えながら総合的に判断した結果、現在は会津若松から通勤をしながら診療を行っていただくということで合意をさせていただきました。ただし、この後、当然冬期間の問題も出てきます。それから、将来に渡って伊南地区に対してどういう体制が取れるか、これらは今後の協議になって参りますので、その辺は更に検討を加えていきたいと、こんなふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

32番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 少し聞き漏らしあったかもしれませんので質問いたしますが、私もこの古町の空いているところで診療を開始するということについては大いに賛成であります、もうちょっと詳しく、例えば小野木先生の年齢も私は分かりませんし、更に内科と整形外科という話がありましたが、その毎日なのかという話もなかったと思うんですが、通勤するとなるとこれ中々大変でしょうから、どういう診療体制で日程的にはやるんだか、看護婦さんもいるんでしょうね、それ伺います。

○議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 お答えいたします。まず、小野木先生の年齢でございますが、昭和 42 年生まれで現在 38 歳でございます。診療体制でございますが、当面におきましては水曜日と土曜日を週 2 日内科、整形外科で診療にあたると、こういうことでございます。
それから、今後の予定でございますが、当面週 2 日ということでスタートいたしますが、7 月から 8 月にかけて週 3 日に拡大したいと、更には将来的には週 4 日診療行為で医療を提供したいと、こういうような内容になっております。

それから、冬期間のお話が出ましたのでちょっとお話をさせておきますが、冬期間におきましては診療の前の日、前泊をして診療行為に支障をきたさないような体制でスタートしたいと、こういうことで考えているようでございます。

更に、看護師さん事務員の方につきましては、当面は小野木クリニックさんの方から派遣をしていただいてやっていただくと、更に本日の議会の議決終わった後に公募を掛けまして、更に看護師さんと事務員の募集をしたいと、このような考え方でございます。以上でございます。

○議長 32 番 大竹幸一君。

○ 大竹幸一議員 そうすると、看護師さんなんかは医者が行く日に一緒にいって当面はやるということですね。そういうことで当面はやむを得ないと思うんですが、将来是非代わりの医者でも探して毎日になるように期待して質問終わります。

○議長 他にございませんか。

15 番 阿久津梅夫君。

○阿久津梅夫議員 これは、医者が来ることは大変いいことではあります、これに対して受け入れ態勢がもっと良くしてあげなければ駄目だと思います。例えば宅地、こっちに何か建つているでしょ、これは誰の持ち物なの、この辺教えてもらいたい。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。診療所の敷地内に住宅が建っている。こういうお質しだと思ひますが、この住宅については建物 자체は中谷先生の所有でございます。このこと自体については、今お話がありましたように受け入れ態勢をキチットしろということですから、当然受け入れ態勢はいろんな意味で環境整えていかなければなりません。そこで、私は小野木先生に 17 日にお会いをいたしました。そして 20 日に中谷先生にお会いをいたしました。その関係については双方とも一応理解をいただいた。今後それぞれの地域でどうぞ関係づくりを持っていただいて、医師会の中で地域のために医療活動をお願いをしたい。この後、時間が無かつたものですから、本日ここでご決定をいただければ、小野木先生が館岩地区の診療所の方にもごあいつに行くという形で、私もその役割を果たしたいと、こんなふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 15 番 阿久津梅夫君。

○阿久津梅夫議員 何ぼ仲良くなつて商売がたきなんだから、やっぱりこれはちゃんと町なりなんなりで買って、そつくり貸すべきだと私は思います。土地だけあってあれなんてでなくて、ちゃんと町で買って小野木さんにそこに冬でも住んでくださいという形でやんないと、そういう形でお願いします。これで質問終わります。

○議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 今回無償で貸付をします議案についてご提案申し上げているところですが、当然のことながら今回土地と建物について町の所有でございまして、これを小野木先生の方に無償で貸付をするということでございますのでよろしくお願いします。

[発言する者あり]

○議長 阿久津梅夫君、発言は許可を得てからお願いをいたします。

他にございませんか。

19 番 芳賀沼順一君。

○芳賀沼順一議員 1点だけ、財産の無償貸付について、医者の来ることは大変いいことなんですが、先程町長から公共団体と公共的団体には無償貸付が出来るということなんですが、医者そのものも公共的団体に入るのかどうか、法律の面ちょっと教えてください。

○議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 お答えいたします。医療機関それから医師につきましては、公共的団体とは見なせないということでございますので、本日のご提案になったということでございますのでご了承いただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

10番 星光久君。

○星光久議員 先程、梅夫さんからの問題で、住む所と診療所は別になっているように聞こえたんだけど、梅夫さんは家を買ってこの小野木先生に与えたらなじょうだがというような感覚で俺は聞いてただけども診療所と2つ棟ある訳ですか。

○議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 お答えいたします。議案の中になります古町の新坂口1番地11の土地に診療所の建物、それに付属します車庫、これは町の建物でございます。更にその敷地の裏側にですね先程町長から話がありました中谷先生の所有する住宅が1棟建っているとこういうことでございます。それで住宅につきましては当然中谷先生の所有でございますので、これについては町としては関与する訳にはいきませんので、本日の議案としては土地と建物についての無償貸し付けということでご提案しているところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 35番 平野虎一君。

○平野虎一議員 1点だけお伺いしたいと思いますが、診療所に先生がおいでになることは誠に結構なことでございますが、この無償貸付について期間が明記されていないと。それか

ら修理を要するような場合には町で修理をするのか、あるいは借り受けたお医者さんの方で修理をするのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長。

○室井裕健康福祉課長 お答えいたします。今現在、小野木先生と建物の使用の貸借について仮契約をしている段階でございまして、本議会の議決をいただいた後、賃貸借契約の本契約ということになりますが、契約の中では当面 5 年間ということでございまして、双方で継続する意思があれば更に自動更新で 5 年間というような契約の内容になっております。更に 2 点目の建物の修繕の関係でございますが、小規模な通常経常的な修理につきましては小野木先生の方で負担していただきまして、施設の大規模な改修、いわゆる資本的な支出になるような大規模な修繕工事につきましては、町が担っていくところで契約の中で盛り込んでおるところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 ご異議、質問ございませんか。

それでは質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長 ないようですので、討論を終結いたします。

この採決は、起立によって行います。議案 第 7 号 財産の無償貸付については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 起立多数です。よって議案 第 7 号 財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。



◎ 監査委員の選任

○議長 次に、日程 第4 議案 第8号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長

○町長 議案第8号監査委員の選任について説明を申し上げます。

本案は、3月20日の4町村合併以来、空席となっておりました代表監査委員に、

室井良一氏を最も適任と認め、議会の同意を求めるものであります。

室井氏は、本町川島の出身で、県立田島高等学校を卒業後、昭和39年に会津信用金庫、昭和45年には株式会社大東銀行に入行され、その後田島支店長や宇都宮支店長などを歴任後、本社執行役員審査部長を経て平成16年に大東銀行を退任されました。

その後も株式会社大東クレジットサービス代表取締役に就任され、平成17年6月に退任されるまで金融関係一筋に御活躍されてこられました。

こうした民間企業での豊富な経験から、企業的な視点でのご指導も期待できるなど、経理等の専門家として最適任と認めるものであります。

よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なしの声あり]

○議長 質疑を終結いたします。これより討論を省略し採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 起立多数です。よって議案 第8号 監査委員の選任については、同意することに決しました。

○議長 それではただ今、監査委員に選任同意と決しました室井良一氏より、あいさつの申し出がありますので、ここで、ごあいさつを頂くことにいたします。しばらくお待ちください。

○議長 それでは、室井 良一さん、ごあいさつをお願いいたします。

○室井良一監査委員 ただ今、監査委員の選任に付きましてご同意いただきました室井良一でございます。私は川島の生まれで42年間銀行員として勤めて参りました。今、地方自治体の運営は少子化問題、交付金の削減等々その厳しさは増すばかりであります。銀行員42年間の経験を活かして常に公正不偏の精神で独立性を保持し南会津町発展に貢献できるよう誠心誠意努めさせていただきたいと思います。皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げましてあいさつに代えさせていただきます、

[拍手]

○議長 これで監査委員選任にあたっての、あいさつを終わります。

[室井 良一氏 退席]



◎ 収入役の選任

○議長 次に、日程第5 議案 第9号 収入役の選任についてを、議題といたします。

○議長 提出者より、説明を求めます。

町長

○町長 議案第9号収入役の選任についてご説明を申し上げます。

本案は、空席となっていました収入役に、五十嵐廣氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

五十嵐氏は、本町和泉田の出身で、昭和34年に旧南郷村の職員となり、4町村合併により退任されるまで、村政発展のため精励されて参られました。

この間、産業課長、建設課長、企画観光課長、教育次長、総務課長さらには、平成4

年に教育長、平成7年には助役に就任されるなど要職を歴任されております。

特に旧南郷村助役として、この度の合併には行政手腕を大いに発揮されました。その人望・人格そして識見ともに優れ、本町収入役として最適任と認め、ここに提案するものであります。

よろしく御審議を賜りまして、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番星光久君。

○星光久議員 収入役選任ということで、今町長提案した訳ですが、この中身については議会の承認受けてから決定するのが筋だと思うんですが、これ分かんなかつただけども、これ昨日新聞に出たと言うことで他の人持ってきた。今日臨時会だというのに、こういう決定したみたく新聞に載っているけれどもどうなんだということ。これ五十嵐廣さんを悪いとか良いとかの問題でなくて形の問題ね、まだ議会にかけないうちにこの中身見ますと今町長言ったとおり旧南郷助役 10 年やったとかこと細かく書かっている。議会でまだ決定しないうちどうかなと思うの。そういうことで議会で決まっていないうちに新聞に出るのはどういうことかと思うの。

○議長 町長

○町長 お答えをいたします。新聞の記事私は見ていませんからよく分かりませんが、議会というのは議員が一番ご存知だと思うんです。いわゆるどんなに執行者が執行部がそういう思いを持っていても、議会の審議を得て最終決定をする訳です。その決定事項についてマスコミが確定と書くことだろうと思います。しかし、事前に私は議案を議員の皆様に送付しております。その情報として流れたかどうか分かりませんが、決定と言う記事にはなっていないはずですのでご理解願いたいと思います。

○議長 10番 星光久君。

○星光久議員 それ決定にはなっていない、なっていないけれども、まだ決定しない内にあたかも決定したような記事で空席の収入役五十嵐、これ決定と同じでない。笑っていんでねえの、いいか町長ね、答えてもらうけども、そういうことであたかも決定したように載っているので、私は議会終わってからでいいのではと私は質問している訳です。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたしますが、私が記事を書いたのではないんです。そのところは理解をしてください。以上です。

○議長 他にございませんか。

48番室井強君。

○室井強議員 人事については、町長の提案件なんです。同意権は議場に居る皆さんのが権限です。それをごじやらごじやら言っていて議事を遅らせるような行為は厳に慎むべきだと私は考えますので議長注意を与えなさい。

○議長 13番 星登志一君。

○星登志一議員 人事に関してですから室井議員が言ったように異議を発するものではございませんけども、我々は議會議員で町民を代表している訳です。ですからこういった事項については、もう少し町長の方から詳しく説明すべきだと思います。と言うのは、旧田島町においては収入役は置きませんでした。これは、町民は大変関心をもっているところでございます。今度合併したことでの収入役を置くということは、前回田島町の時は、町長は税務課長の代理でなんら支障はございません。スムーズにいっていますと再三再四答弁されております。しかし、今回は合併した訳ですから色々な収入役の行事が増えたり、あるいは4町村間の事務のすり合わせなど増えて必要になってきたんでしょう。その為にこの収入役の選任事項挙げたんだと思うんですけども、その辺の事務量が増えたということ、もっと詳しく説明しながら議会の同意を必要とするのではないかと私はこんなふうに思いますので、もう少し旧田島町の事務量と今回南会津町になった時の収入役が必要だと、現に室長1人増えている訳ですからその

辺の仕事量をきめ細かく我々に説明をしていただきたいとこんなふうに思いますので、よろしくご配慮お願ひいたします。

○議長 町長

○町長 お答えをいたします。私は旧田島町時代、再三再四は申し上げてございません。

確か2度くらいは申し上げました。しかしこの状況というのは、いわゆる峠を2つ越えた合併の中でどうしたら一体感を作り出せるのか、言葉では簡単です。しかし皆さんもご存知のようにいわき市に次ぐ広大な面積だと、これは誰しも理解できるでしょう。しかしこの広大な地域を執行部がどうやって一体感をかもし出すのか、その一体感をかもし出す大きな要因は現場に赴く、現場の声を聞くということが基本になくてはならないとこのように思っております。そういう意味で今回収入役は、単純に収入役としての業務をこなすだけではなくて、町長の代行代理者としての役職を持つ、こう考えて提案をさせていただきましたのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 質疑を終結いたします。これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員です。

よって議案第9号 収入役の選任については、同意することに決しました。

○議長 それではただ今、収入役に選任同意と決しました五十嵐 廣氏よりあいさつの申し出がありますので、ここでごあいさつを頂くことにいたします。

しばらくお待ちください。

○議長 それでは五十嵐 廣さん、ごあいさつをお願いいたします。

○五十嵐廣収入役　ただ今ご紹介ありました五十嵐廣でございます。

　　ただ今は、南会津町の収入役として議案のご同意を賜りまして誠にありがとうございます。
　　また、

　　3月20日に4町村が合併しまして新しい町南会津町が誕生した訳でございますが、
　　この融和と振興発展のために町長の意を対しまして誠心誠意努める所存でございます。

　　また、収入役の本務でございます出納事務の適正な執行管理に当る考え方でございますの
　　で、皆様の暖かいご指導ご鞭撻を賜りますよう心より申し上げまして、簡単ではござい
　　ますがあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長　これで収入役選任にあたっての　あいさつを終わります。

〔五十嵐　廣氏　退席〕



◎ 教育委員会委員の任命

○議長　次に、日程第6　議案第10号　教育委員会委員の任命についてから、日程第10
　　議案第14号　教育委員会委員の任命についてまでを、一括して議題といたします。

○議長　提出者より、説明を求めます。

町長

○町長　議案第10号から議案第14号まで5件の議案、教育委員会委員の任命についてを、
　　一括してご説明申し上げます。

　　本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、現在、暫定となっており
　　ます教育委員会委員の任期が、町長選挙後はじめて開催される議会をもって、任期切れと
　　なることから、委員5名の任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

　　まず議案第10号ですが、渡部文一氏は平成7年に旧田島町の教育委員会委員に

就任されて以来、現在に至るまで委員としてご活躍され、さらに平成16年からは委員長としてご尽力いただいており、引き続き渡部文一氏を適任と認め、議会の同意を求めるものであります。

次に議案第11号ですが、平野弘明氏は昭和41年に旧館岩村の職員となり、以来、振興課長、総務課長などを歴任、平成12年からは教育長として合併により退任されるまで、村教育行政にご尽力されました。平野弘明氏を適任と認め、議会の同意を求めるものであります。

次に議案第12号ですが、大山純一氏は現在、南会津町伊南郵便局長の要職に就かれており、平成10年から旧伊南村教育委員会委員に就任され、平成16年からは委員長を務めてこられました。大山純一氏を適任と認め、議会の同意を求めるものであります。

次に議案第13号ですが、岩渕国男氏は昭和39年に旧南郷村の職員となり、以来、産業課長、建設課長、住民課長、総務課長、企画観光課長などを歴任、平成14年からは教育長として合併により退任されるまで、村教育行政にご尽力されました。岩渕国男氏を適任と認め、議会の同意を求めるものであります。

なお議案第10号から議案第13号までの4名につきましては、合併以後も暫定の委員としてその任に当たられております。

次に議案第14号ですが、横山恒廣氏は、只見町の出身で、昭和38年に伊南中学校教諭となられ、以来、郡内の中学校長などを歴任され、平成15年からは旧伊南村教育長として、教育行政に御尽力してこられました。横山恒廣氏を適任と認め、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議を賜りまして、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長　ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番 星光久君。

○星光久議員 町長の説明で、私心配しているというのは第12号の大山純一さん郵便局長、例えば教育委員の互選によって教育長なんてなった場合どうすつか心配のことは、今現在郵便局長であって多分西部地区ちゅうとこでも役職やっていると思うの、部会長とかまあそれは内部のことだから名前は特徴的したことわかんねげんじょ、色んな役員やっていんの。特に私も局に居て長年付き合っていた関係で、局長なんているのは1週間に3日も来ない、2日も3日も会議あって非常に多忙な体なの、そこに教育委員会の委員になって、教育委員ってどのぐらいい忙しいのかわかんねげども、本当に兼務なんて出来るのか、できないのか、私はまあ体も含めて心配なの、そういうことで大丈夫なのか、町長その辺よろしく、そちら本人と確認したのか。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。 外部から見るとそれぞれ心配はあるかと思います。 しかしその調整あるいは任務を果たす役割、これらについては当事者である本人がいろいろな時間調整をしながらあるいは代理行為をお願いしながら、しっかりと調整を図るということが私は出来ると考えておりますし、本人もそういう調整が可能だという上で内諾を得たとこのように理解をしておりますので、議員がただ今議員が心配されるような、いわゆる教育委員会の行政に対する大変なご負担執行上の問題はない、このように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 10番 星光久君。

○星光久議員 あと1点だけ確認しておきますが、特に去年から小泉改革の郵政改革の問題で、郵政民営化反対の中で、今日局長なんかはトップに立った人だと思うんです。そういう中でこれから来年の10月かな民営化になるいろんな手立て、これ今局長て大変なこれ仕事今來てる訳だ公社から民営化になる中身ですので、そして、まして局長は公務員の身分そのものが引き継ぐというような特殊な事情もあるの、そういうことで本当に大丈夫かなと私心配すんだげんじょも、町長大丈夫だというんだから大丈夫だべげども、これは確認するしかないですが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。確かにですね今いろんな意味で時代が変わっています。確かに郵政民営化の問題これらも私たちは町村長として先頭に立って民営化反対を地方の立場で活動をして参りました。しかし、それも押し切られてしまった訳ですが、一方で三位一体改革、これも本当に私たちの前に明らかな数字あるいは事態が明かされないまま進んでいると一つの方向性としてございます。そんな中で郵政業務郵便局全体として皆で助け合って連絡し合って対応し合っているんだろうと思います。また一方で、三位一体改革の中で、本庁の役場の中で、それぞれ職員の役割ございましたが、その役割と今までの役割とシステムとの間で非常に苦労しております。しかし、これも今居る職員の中でしっかりと連絡調整をしながらサポートし合いながら対応しておりますので、その辺は十分対応可能だと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。 15番 阿久津梅夫君。

○阿久津梅夫議員 これなんですよその町から頼んできたの、これだけ人材いないんですか。どこの地区だか知らないけど、こういうことやっているから下の者育っていかないの、人材居なくなっちゃうんですよ。別にこの人が悪いんじゃなくて反対じゃなくて、今後はやっぱり町は町の人から選んでもらいたい。ただそれだけです。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。人材が居ないから町から選べなかった、そういう思い、感情お持ちだかも知れませんが、私は皆さん既に新聞テレビ等でご存知だと思います。南会津の教育このことに付いて今後どうして行ったらいいのか、つまりある意味では大変なここで決断をしなければならない、そういう場面もここで出てくるのかもしれません。小学校の高学年での成績は大変県の平均を上回っている。しかし、中学校に行くとこれが残念ながら大変低いところまでいってしまう。なぜだろう。いろんな問題がありますが、こここのところをこれまでの経験を活かしてあ

るいはこれまでの県とのつながりを活かして是非この方に今回就任をお願いしたいと言うことでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。23番 平野昌盛君。

○平野昌盛議員 議案第14号についてであります、やはり15番議員さんが言われたようになぜ他の町の人に教育委員をお願いしなければならないのか、ということに疑問を持っております。質問ダブルかもしれませんし、今町長さんから答弁いただいた内容聞いておりますが、更に質問させていただきます。私は、横山氏の人材、人なりについてどうこう言うものでは決してございません。それをまず申し上げておきます。しかしながら南会津町内の教育行政は、南会津教育委員会の委員で、委員で任命できる人材は町長さんは町内におられなということではないと、先程申されました町長さんの所信表明にもありましたように、この現場の声を聞いて行政に当ると申されました。これ教育の問題は町内に在住する人の方が町民との交流も非常に良く図られるものと思います。そして町内の仕事は出来るだけ町内の人達にお願いするのがベストとも考えております。それに多くの町民も私と同じ様な考え方で、なぜ当町の教育委員を他町の方にお願いしなければならないのかと思われると思います。本案の提案理由もお伺いしましたが、これ私あまりしつくりした理由ではないのではないかと思います。町内にも教育委員として十分活躍していただける人が十分おられると思います。つきましては、経費の節約もできましようし、是非とも教育委員の方は5人総て町内の方を任命すべく検討され、そしてその様な提案をしていただきたいと思いますが、これについてそうした提案をしていただけるものかどうかお伺いいたします。それにもう一つ、町村合併があった場合には新たに教育委員を選ばれる場合には、委員が5人の場合にその内の2人は任期が4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年と、この法の施行令22条ですか、ここに規定されております。そういういた任期のことも考えてもらえると思いますが、それについてもお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。いわゆる今地域内の登用のお話再度いただきましたが、私はこの時期に必要な人材をこの方にお願いを、指名をしたということですのでご理解をいただきたいと思います。

例えば、地域を活性化していく上で、あるいは地域の教育レベルを図る上で、それでは何でも、なんでも地域だけで出来るのか、私は地域の人達の力を十分に發揮しながらも新しい風、新しい力、新しい知恵というものを入れていかなければいけないと、このように思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。なお、任期の件につきましては、今のところまだ白紙でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長 11番 目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 町長にお尋ねをいたします。先程2人のご発言に私も同感であります。南会津町に人材がなかった、と言う関係で、今の答弁で理解いたしましたが、私は南会津町にもこのような、人事のことなのであまり言いたくありませんが、横山先生のような立派な校長先生をしておられ、立派な教育長としての実績を上げておられる方がおられる訳です。現に町長の右側におられる訳じやございませんか。人事のことであまり言いたくありませんが、そのような配慮もやはり南会津町としては必要だったろうなど私は思っておりまして、町長の見解をもう一度お願いいたします。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。ただ今ご意見をいただいたとおりでございます。どうしてもご指名をした方に今回委員になって欲しかったということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 23番 平野昌盛君。

○平野昌盛議員 先程申し上げましたが、町長さんは他の町の人が教育委員になる。あるいは教育長になられるかも分かりませんが、そういう方が町民とどれだけ接触できるのか、町内に住所があるからこそいろいろな気持ちを通じて町民との交流ができ、そして町民の声をより良く行政に吸い上げられるのではないかと。ただ、どうしても横山さんですか、教育委員会の委員

にしたいとおっしゃるのは、それだけでは納得しがたい。もう少しその点を選ばれた経過等も含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。選ばれた経過は何もございません。私はこれまで機会、それ程多くありませんでしたが、各合併前の教育長さんとの話し、そしてそれぞれ教育に向かう方針、考え方を見た上で判断をしたということでございますので、議員がどう思われようと私は変えるつもりはありませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長 23番 平野昌盛君。3回目であります。

○平野昌盛議員 どうしても変えられないと言うようなお話ですが、もう1点だけお伺いいたします。町内に教育委員会の委員として適任者がおられるかどうか、考えをめぐらせたり当って見たりそういうことはなかったでしょうか。伺います。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。ただいろいろな意味で、角度からご意見を賜っておりますが、それ自身は私しも真摯に受け止めます。しかし、物事を総合的に判断する場合に物理的な要因だけで判断してはならない。つまりどういう意識で業務に望むか、こういうことも重要な選択の要件でありますので、そういう要件を総合的に判断をして指名をしてきたということでござりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

[質疑なしの声あり]

○議長 質疑を終結いたします。

○議長 これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は、議案ごとに、起立によって行います。

まず、議案第10号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、議案第10号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長 次に、議案第11号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、議案 第11号 教育委員会委員の任命については同意することに、決しました。

○議長 次に、議案第12号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 「起立多数」であります。 よって、議案 第12号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長 次に、議案第13号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。 よって、議案 第13号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

○議長 次に、議案第14号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。 よって、議案 第14号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

◇

◎議案第15号から議案第18号 固定資産氷解委員会員の選任

○議長 次に、日程第11 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、
日程第14 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを、一括して議
題といたします。

○議長 提出者より、説明を求めます。

町長

○町長 議案第15号から議案第18号まで4件の議案、固定資産評価審査委員会委員の
選任についてを、一括してご説明申し上げます。

本案は、現在、暫定となっております固定資産評価審査委員会委員の任期が、正規の委
員が議会の同意を得て選任されるまでの間となっていることから、委員4名の選任につきま
して、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、議案第15号から議案第18号まで提案いたします4名につきましては、いずれも合
併前、旧4町村で委員をされた方々であり、合併以後も引き続き暫定の委員としてその任に
当たられております。

大竹康男氏は、旧田島町において平成14年から、星清信氏は旧館岩村において平成1
0年から、阿久津英夫氏は旧伊南村において昭和58年から、さらに斎藤輝彦氏は旧南郷
村において平成8年からそれぞれ委員をされており、人格・識見とも優れていることから、新
町においても引き続き適任と認め、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願い
申し上げます。

○議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なしの声あり〕

○議長 異議なしと認めます。質疑を終結いたします。

○議長 これより討論を省略し、採決いたします。この採決は、議案ごとに起立によって行います。

まず、議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。よって、議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

○議長 次に、議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。よって、議案第16号 固定資産 評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

○議長 次に、議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。よって、議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

○議長 次に、議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。よって、議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決しました。

◇

◎南会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長 次に、日程第15 南会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

○議長 本件は、南会津町選挙管理委員会委員長から、委員の任期満了に伴なう、地方自治法第182条第8項の規定に基づく通知により行うものであります。選挙管理委員及び補充員は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会において選挙をすることになります。

○議長 この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますがご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

○議長 続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

○議長 暫時、休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは、議長より指名をいたします。

選挙管理委員に、湯田正郎氏、赤松信敏氏、羽染仁一氏、平野洋三氏、補充員に、第1順位室井喜代一氏、第2順位星好幸氏、第3順位星吉一氏、第4順位高山利一氏を指名いたします。

○議長 お諮りいたします。ただ今、議長が指名したとおり、選挙管理委員並びに補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました湯田正郎氏、赤松信敏氏、羽染仁一氏、平野洋三氏が選挙管理委員に当選をされました。

補充員には、第1順位室井喜代一氏、第2順位星好幸氏、第3順位星吉一氏、第4順位高山利一氏が当選されました。

以上、選挙管理委員並びに補充員に当選された方々には、別途文書をもって告知を行います。

○議長 暫時、休憩いたします。

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、町長から議案第19号及び議員派遣の件が提出されました。

お諮りいたします。

これらの案件は、急施事件と認め、お手元の追加議事日程のとおり、日程に追加し順次議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長 11番 目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 11番です。なにをもって急施事件とされたのか見解を伺います。

○議長 町長。

○町長 議案第19号についてのお質しでございますが、助役の選任につきましては、県の方に派遣の依頼をしておりました。しかし、県の方の都合もありまして議員の皆さんに議案を送付するまでに県の方でのご決定がなくて、議案を送付した後に決定をいただきましたのでこの新町南会津の合併の執行体制を強化する意味で出来るだけ早く助役案件を提出してご同意をいただきたいということで今回提案をさせていただきましたのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番 目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 臨時議会の議案配布になった段階で私は県から助役がおいでいただくということ内々聞いておりました。この議案の中に告示されるものだと思っておりました。ところがなぜ議案の中にはないのだろうと疑問に思っていろんなところから情報を探りましたらば、それは当日追加議案として配布されるのではないでしょうかと言われたんですけど、なぜ臨時議会の性格上3日前に告示をして、告示をしたもの以外は臨時議会では議案として扱っていただくことは出来ない訳でございますから、私も議会の事務局長やつおりましたのでその経験ありますが、それで更に加えますが、私は福島県市町村長の任期一覧表というものを手元に持っておりますが、ここで61市町村、現在助役が居ないのは、今年の4月に飯野町とか町長が変わられたところは別ですよ。例えば湯川村とか柳津町とか三島町とか浅川町は平成14年10月から新しい町長になっておられますか、ここには助役はおられません。更には川内村、双葉町、葛尾村には平成16年17年16年とそれぞれ町長、村長に就任されてから期間は経つ訳ですが助役は空席でございます。ですから町村の事情によってこのような市町村の実態がある訳ですので、何を持って急施事件としてとらえたのかもう一回お願ひいたします。

○議長 町長

○町長 お答えをいたします。それぞれにお考えございますが、先ほども申し上げたように本町の合併は峠を2つ越えて合併をいたしました。それぞれの村の旧村の事情、そしてまた旧町の事情がございましたが、真摯に本当にこれから先の不安を抱えながらも歩みだそうとそういう思いでこの合併になりました。この期待をいち早く現実のものにするために一体感を早く醸成するには、この先程申し上げましたが、それぞれの特性をしっかりと執行部の方に届くように、あるいは現場に入れるように執行体制を作っていくたい。このことについて1日の猶予もない。こういう判断の元で今回の提案になりましたのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番 目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 町長の言うことはよく分かるんですが、私ども住民の代表、議会の議員として疑問があるものですからもう一回発言をさせていただきますが、3回目ですね。町長は地方制

度調査会設置法という法律に基づく調査会があることはご存知だと思います。この調査会の答申が平成17年12月9日内閣総理大臣に提出されました。このコピーがありますが、この中で地方の自主性、自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申についてという答申書でございますが、この答申を受けて国では第164通常国会において地方自治法の一部を改正する法律案が3月だったか提案されておる訳ですが現在審議中でございます。164通常国会は6月18日まで予定でございますから、それまでには結論が出ると思いますが、そうすると地方自治の一部改正案の新旧対照表、私の手元にありますが、その辺の検討を町長は町長として十分な検討されていると思いますのでお答えを願います。なお急施事件、繰り返しますが、臨時議会は3日前に告示されたもの以外は急施事件とみなす場合を除いては、なにをもって急施事件とするということでございますが、昨日私、県の議長会の方に照会いたしましたが非常に疑問なので教えてください。急施事件は、その議会が急ぎであると判断すればそれはそれでいいでしょうということでありましたが、果たしてこの人事案件が急ぎのものであるかどうかは、この皆さん議会議員の皆さんの判断に掛かっている訳でございますので、その辺を議会の皆様にご理解をいただきたいと思います。もっと時間を掛けてゆっくり答申もある訳ですから、ゆっくり時間をかけてやるのが一番いいのではと私は思っておりまして出しました。特に町長に対して反発しているのでも何でもありませんが、理論的にそう申し上げました。以上です。

○議長 町長。

○町長 お答えいたします。今確かに議員がおっしゃったように調査会等で方向付けがいろいろと議論されておりますし、まもなくその答えが出るでしょう。しかし私たちはこれまで国のいろいろな制度改革の中で、地方の意見として地方の立場として物事を申してきたことも事実であります。しかし、一旦それが決定をいただいたときには不本意であってもその方向付けに従つた運営をしなければならないことは言うに及ばない事であります。先ほどから私もいろいろとこの合併についての問題課題を解決するための体制について申し上げておりますけれども、要は県が国がどんな形を作ろうとも、その地域に住む者が当事者として真剣にその問題を解

決するという行動に出ない限りは、新たな自治体の今後の将来に可能性が残ると思います。ゆっくりとと言うお話がありますが、ゆっくりしていられないそういう事情があったのでご提案をした訳でございます。1日も早くこの体制固めをして合併の不安解消に努める、こういうことでござりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 42番 君島勝美君。

○君島勝美議員 この追加議案に付きましてですが、ここに今、たまたまこの前にお並びになつてある方が持ってきて勉強して見たところなんですが、ここの92ページに出ております。長が必要とすれば臨時議会であってもこの書類は出してもいいと出てますからそれを一つ。それから、国や隣の県で何をやろうがそんな物まねしていたらサルではないですから物まねする必要ありません。やはり新しくなった町長の権限で長がやって見てだめだったら、それは次に反対すればいい、長がやるとして出してきたものは、この町はこの町の良さをつくっていただきかなければならぬ訳ですから。ただし一つこの臨時議会であって追加案を出したならば何時やったかわかりませんが運営委員会が行われていると思います。そこでこの議案は通そうということでなっているのではないかと予想するものであります。そしたらこれは最初に議長さんにこの議員のお諮りをして、それからこの提案を出してもらえば、提案に反対するとかでないから、それでいいんじゃないかなと、私は別にこの出されたことについては反対するものではございませんが、今申し述べたとおりでございます。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。ただ今ご意見いただきました。確かに手続き上そういう不手際があったかなと、そういう反省をしております。しかしそういうことを超えて急ぎの案件を出して新町南会津のスタートに万全を期して参りたいところでございますので、今後十分注意して参りますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 お諮りをいたします。これらの案件は急施事件と認め、お手元の追加日程のとおり日程に追加し、順次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。異議ありますか。

異議がありますので起立によって採決いたしたいと思います。

これらの案件は…… 異議ありますか。

33番 渡辺善栄君。

○渡辺善栄議員 平野議員が何度も挙手をしている訳ですよ。議長が気がつかなかっただけなんですよ。だからその前に何度も発言をしたいと挙手をしている訳ですから発言をさせていただきたい。

○議長 発言をする時は議席番号を言って、はっきり言っていただきたいと思います。

失礼をいたしました。それでは、平野昌盛君。

○平野昌盛議員 この議案の内容と言うよりも、追加議案と言うことで疑問があります。これは1番議員の言われるとおりだと思うんです。臨時議会に追加提案できるのは、風水害、火災、人命救助、そういう非常に緊急な以外は追加提案できないと思います。ましてやこの人事に関しては前から薄々聞いております。これをなぜ今日、人事に関しては緊急性はありえないと思います。よってこれは追加提案を認めるべきではないと思います。以上です。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。過去にそういう事例が、議案があったということは、ご理解できます。しかし、どんな物件、どんな事案でも人がやるんです。人事が私は急用な案件だと理解しておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 異議がありますので起立によって採決いたしたいと思います。

これらの案件は、急施事件と認め、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 起立37名であります。よって起立多数です。よって提出されております案件について
は、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 助役の選任

○議長 追加日程 第1 議案 第19号助役の選任についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

[局長朗読]

○議長 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長 議案第19号 助役の選任についてご説明を申し上げます。

本案は、4町村の合併により空席となっております助役の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議員各位もご承知のとおり、地方自治体を取り巻く情勢は依然として厳しく、合併後の円滑な行政執行と速やかな一体性の確立を図ることに加え、今後とも行財政運営の簡素化・効率化をより一層推進し、財政構造の改善を図ることが急務となっております。新町の立ち上がりの期間にあって、幅広い視点から、これらの行政課題に的確に対応できる人材が是非とも必要となっております。

こうした観点から、私は再度、福島県職員の派遣を県知事にお願いしたところ、旧田島町助役として、4町村の合併に御尽力いただいた杉浦孝幸氏のご推薦をいただいた次第であります。

このことは、佐藤知事の本町における事情を御理解くださるありがたいお心の現れでございまして、心から感謝を申し上げるところであります。

杉浦孝幸氏であります。福島市の出身で、青山学院大学法学部を卒業後、県職員となられました。

郡山農地事務所を振り出しに、県中行政事務所、職員厚生課、商工課、財政課、環境政策課主任主査、人事委員会事務局総務課主任主査、人事委員会事務局総務審査グループ主任主査の要職を経て、平成17年1月より旧田島町助役に就任されました。

私は、旧田島町での実績を高く評価し、南会津町の諸事情に精通された人材として是非とも必要な人材であると確信をしてご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番 目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 町長、私は人事案件に反対をしているということではございませんので、誤解のないようにお願いをしたいと思いますが、町長の事務手続き上に疑問があつたので質問をいたしました。ましてこの杉浦さんという方は、今まで田島町にもおられて管内の事情もお分かりですから非常に頼もしく思っておりますが、今後行政を運営するにあたって地方6団体からも6名の委員が出ております地方制度調査会とか、あるいは国の動き、地方自治法の一部改正などを的確にとらえ町政運営にあっていただきたいと。確認を取りたいと思いますが答弁お願ひいたします。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。ただ今のご意見に異論はございません。しかし、何回も申し上げますが、国は国の考えが、地方には地方の事情がございます。したがつてこのことについては総てをそのとおりにするのではなく、事情を申し上げてでき得るならば地域の事情が許されるのであれば、そこの道筋を見つけてこれから町政にあたりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番 目黒幸雄君。

○目黒幸雄議員 どうか町長の考えも良くわかりますから、これからも一生懸命南会津町発展のために尽力願いたいと思っておりますのでどうかよろしくお願ひいたします。

○議長 他にございませんか。

[異議なしの声あり]

○議長 質疑を終結いたします。これより討論を省略し採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長 起立多数です。よって議案第19号 助役の選任については、同意することに決しました。

○議長 それではただ今、助役に選任同意と決しました杉浦孝幸氏よりあいさつの申し出がありますので、ここでごあいさつを頂くことにいたします。 少しお待ちください。

○議長 それでは、杉浦孝幸さんごあいさつをお願いいたします。

○杉浦孝幸助役 ただ今助役の選任に付きましてご同意をいただきました杉浦孝幸でございます。私は本年3月まで旧田島町の助役でございましたが、今後は南会津町進展のため町長を補佐し、職務に精励する所存でありますので議会の皆様方のご指導をよろしくお願いいたします。

[拍手]



◎追加日程第2 議員派遣の件

○議長 次に、追加日程第2 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員の派遣について、会議規則第120条の規定により、お手元にご配布のとおり 閉会中の派遣活動があります。

○議長 お諮りいたします。閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の派遣活動とすることに決しました。

○議長 これをもって、本臨時会に付議されました議案の審議は終了いたしました。



◎ 閉会の宣告

○議長 以上を持ちまして、平成18年 第2回 南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議まことにありがとうございました。

閉会 午後12時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年 月 日

議 長

署名議員

署名議員